

小規模事業者持続化補助金<一般型>第16回のご案内

商工会の助言等を受けて、経営計画を策定して、販路開拓に取り組むことで
通常枠は上限**50**万円、特別枠は上限**200**万円、インボイス特例適用の
場合は、**更に50万円上乗せ**の補助が受けられます！

(最大補助金額250万円 補助率：2/3、特別枠の一部については3/4)

※特別枠及びインボイス特例適用の要件等については、裏面及び公募要領をご確認ください。

取組例

機械を導入

新商品の開発、生産をするための機械や設備を導入



広告宣伝

新たにテイクアウトを開始したことをPRするチラシの作成と配布



パッケージ変更

デザインを一新して、ブランド力向上し、顧客獲得を図る



店舗改装

座敷を個室化して、少人数客を取り込むために店舗改装



申請方法

電子申請 ※書面郵送での申請はできません。
※電子申請は事前にGビズIDアカウントが必要です。
(プライム・メンバー)

受付締切

第16回：令和6年5月27日(月) 17:00

※申請には商工会の発行する支援計画書が必要です。**原則、締切日の1週間前までに商工会に申請相談を行い、発行の依頼をしてください。**

《対象事業》

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、販路開拓等の取組

新市場開拓や顧客獲得の為の商品開発・デザイン改変、チラシ作成、商談会参加、店舗改装等

《応募できる方》

商工会地区で事業を営む小規模事業者等

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

令和2年度以降の持続化補助金〈一般型〉〈コロナ特別対応型〉〈低感染リスク型〉の補助事業者は、各補助事業の1年後の報告書の提出が再申請可能の要件となっております。詳しくは公募要領をご確認下さい。

《対象経費》

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

《申請類型一覧及びインボイス特例》

類型	補助上限額	補助率	概要
通常枠	50万円	2/3	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
賃金引上げ枠※	200万円	2/3※	販路開拓の取組に加え、事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上（既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+50円以上）とする小規模事業者 ※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に上げるとともに加点の対象
卒業枠			販路開拓の取組に加え、雇用を増やし小規模事業者として定義する従業員数を超えて事業規模を拡大する事業者
後継者支援枠			販路開拓の取組に加え、申請時において「アトツギ甲子園」のファイナリスト及び準ファイナリストになった小規模事業者
創業枠			産業競争力強化法に基づく「認定市区町村等が実施する特定創業支援等事業の支援」を締切時から起算して過去3か年の間に受け、同期間内に開業した小規模事業者
インボイス特例	上記補助上限額に最大50万円上乘せ		2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者及び2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた（又は登録申請手続き中の）小規模事業者

～ 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します ～

お問い合わせ先

日野町商工会 ☎0748-52-0515